

特別養護老人ホーム長寿園利用料金表（従来型個室）

2026.4.1

第4段階（負担段階区分の詳細については裏面参照）

介護度	1割負担額	サービス提供体制強化加算(I)	看護体制加算	夜間職員配置加算Ⅲ(口)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	所定単位数計	食費	居住費	計	30日負担額 (処遇改善加算含む)
要介護1	589	22	8	16	12	20	667	1,500	2,060	4,227	128,950
要介護2	659	22	8	16	12	20	737	1,500	2,060	4,297	131,344
要介護3	732	22	8	16	12	20	810	1,500	2,060	4,370	133,841
要介護4	802	22	8	16	12	20	880	1,500	2,060	4,440	136,235
要介護5	871	22	8	16	12	20	949	1,500	2,060	4,509	138,595

* 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

*30日負担額には個別機能訓練（II）20単位が含まれています（1ヶ月単位の加算のため）

第3段階②（負担段階区分の詳細については裏面参照）

介護度	1割負担額	サービス提供体制強化加算(I)	看護体制加算	夜間職員配置加算Ⅲ(口)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	所定単位数計	食費	居住費	計	30日負担額 (処遇改善加算含む)
要介護1	589	22	8	16	12	20	667	1,360	880	2,907	89,350
要介護2	659	22	8	16	12	20	737	1,360	880	2,977	91,744
要介護3	732	22	8	16	12	20	810	1,360	880	3,050	94,241
要介護4	802	22	8	16	12	20	880	1,360	880	3,120	96,635
要介護5	871	22	8	16	12	20	949	1,360	880	3,189	98,995

* 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

*30日負担額には個別機能訓練（II）20単位が含まれています（1ヶ月単位の加算のため）

第3段階①（負担段階区分の詳細については裏面参照）

介護度	1割負担額	サービス提供体制強化加算(I)	看護体制加算	夜間職員配置加算Ⅲ(口)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	所定単位数計	食費	居住費	計	30日負担額 (処遇改善加算含む)
要介護1	589	22	8	16	12	20	667	650	880	2,197	68,050
要介護2	659	22	8	16	12	20	737	650	880	2,267	70,444
要介護3	732	22	8	16	12	20	810	650	880	2,340	72,941
要介護4	802	22	8	16	12	20	880	650	880	2,410	75,335
要介護5	871	22	8	16	12	20	949	650	880	2,479	77,695

* 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

*30日負担額には個別機能訓練（II）20単位が含まれています（1ヶ月単位の加算のため）

第2段階（負担段階区分の詳細については裏面参照）

介護度	1割負担額	日常生活継続支援加算	看護体制加算	夜間職員配置加算Ⅲ(口)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	所定単位数計	食費	居住費	計	30日負担額 (処遇改善加算含む)
要介護1	589	22	8	16	12	20	667	390	480	1,537	48,250
要介護2	659	22	8	16	12	20	737	390	480	1,607	50,644
要介護3	732	22	8	16	12	20	810	390	480	1,680	53,141
要介護4	802	22	8	16	12	20	880	390	480	1,750	55,535
要介護5	871	22	8	16	12	20	949	390	480	1,819	57,895

* 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

*30日負担額には個別機能訓練（II）20単位が含まれています（1ヶ月単位の加算のため）

第1段階（負担段階区分の詳細については裏面参照）

介護度	1割負担額	サービス提供体制強化加算(I)	看護体制加算	夜間職員配置加算Ⅲ(イ)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	所定単位数計	食費	居住費	計	30日負担額 (処遇改善加算含む)
要介護1	589	22	8	28	12	20	679	300	380	1,359	42,961
要介護2	659	22	8	28	12	20	749	300	380	1,429	45,355
要介護3	732	22	8	28	12	20	822	300	380	1,502	47,851
要介護4	802	22	8	28	12	20	892	300	380	1,572	50,245
要介護5	871	22	8	28	12	20	961	300	380	1,641	52,605

* 1か月の所定単位数に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

*30日負担額には個別機能訓練（II）20単位が含まれています（1ヶ月単位の加算のため）

介護保険負担減額認定証について

介護保険施設サービス又はショートステイを利用する場合、所得や資産の状況に応じて、食事・部屋代が負担減額される制度があります。この制度の適用を受けるためには、市・町へ申請が必要です。

以下の内容を確認いただき、対象となる場合、申請してください。

申請し、認定を受けると「介護保険負担減額認定証」が交付されます。

1. 対象となる方「現在、介護保険施設に入居している方、又はショートステイを利用している方で以下の要件①②とも満たしている方」

要件① 所得 第1段階：前年度の住民税が非課税世帯。配偶者（事実婚含む。）が別世帯の場合は、別世帯の配偶者の前年度の住民税も非課税の方。

要件② 資産 第2段階：預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方。
第3段階①：預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方。
第3段階②：預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方。

※食費・部屋代が負担軽減されるのは介護保険施設又は短期入所生活介護事業所のショートステイのみです。小規模多機能型居宅介護事業所のショートや、有料老人ホーム、グループホームはこの制度の対象外です。

2. 軽減の対象者

利用者負担段階区分	対象者
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税世帯の方 ・別世帯の配偶者が課税対象の方 ・資産が基準を超える方 本人単身で500万円を超える、配偶者（事実婚含む）と合わせて1,500万円を超える方
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方

※非課税年金とは、遺族年金及び障害年金のことです。恩給は含みません。